

ヨッカド利用規約 (gallery)

第1条 会員制度

1. ヨッカド（以下、甲という）は会員制とする。gallery の利用を希望する者は所定の方法で入会申込みを甲に行い、審査を経て甲が承諾した時をもって、会員となる。

会員は、本利用規約を遵守しなければならない。また会員としての地位は、他人に譲渡、貸与等することはできない。

第2条 入会資格

1. 甲の入会資格は、次の各号の全てを満たすものとする。

- ・本規約のほか、甲が定める諸規則を遵守すること
- ・入会申込みにあたり本人確認できること
- ・満20歳未満の者が入会を希望する場合は、本人とその親権者が連署のうえ入会申込を行うものとする。この場合、親権者は規約に基づく責任を本人と連帶して負うものとする。
- ・暴力団関係者等、反社会的勢力と一切の関係がないこと
- ・甲が対応可能な言語等の方法により円滑な意思疎通が可能であること
- ・過去に本規約に基づき除名されていないこと
- ・その他、甲が会員としてふさわしくないと判断する事情が存在しないこと

会員は、甲に対し、自らまたは第三者を利用して、次の各号の行為をしないことを表明し、保証する。

1. 暴力的な要求行為

2. 法的な責任を超えた不当な要求行為

3. 脅迫的な言動や、暴力を用いる行為

4. 風説を流布し、偽計または威力を用いて甲の信用を毀損し、または甲の業務を妨害する行為

5. その他、前各号に準ずる行為

第3条 出展について

① 出展のルール

- ・展示品の管理は全て会員が自ら行うものとし、甲は展示品の補充・管理は一切行わない。
- ・販売商品には1つずつ値札（税込）をつけること。非売品にはその旨の表示をすること。
- ・ディスプレイや飾りつけに際し、ボックス内を傷つけたり汚したりしないよう十分に配慮すること。退会時には原状回復をするものとし、万が一瑕疵があった場合は会員の責により弁済するものとする。
- ・出展者様以外への又貸し行為は禁止とする。
- ・スタッフがノベルティ等個別対応は行わない。

② 展示不可の品について

- ・法律に反するもの（盗品、コピー品など）
- ・公序良俗に反するもの（過度な成人向け作品等）
- ・劣化を起こしやすく管理が難しいもの
- ・危険物（刃物、ガスの入ったライター、破損物など）
- ・臭い、香料が強すぎるもの
- ・政治、思想、宗教特色の強いもの
- ・上記以外にも甲が相応しくないと判断した展示品

*なお展示開始後でも甲の判断により展示品を撤去する場合もある、甲はその場合の補償は行わない。

③ 利用料について

- ・お支払いはすべて会費 pay からとし、店頭での決済は行わない。
- ・月額利用料は毎月、翌月分を先払いにより支払うものとする。
- ・年末年始、急な臨時休業等の休業期間も利用料は発生し、休業分の日割りでの返金等はないものとする。

④ 免責事項

- ・甲は防犯カメラによる監視を徹底するが、汚損・破損紛失、変形・変質、盗難・紛失等の補償はしない。

⑤ 売上金について

- ・甲は指定日に、売上金から手数料 5 %を差し引いた金額を会員に送金する。

第4条 損害賠償義務

- 1.会員は、本利用規約の各条項に違反して甲または他の利用者や第三者に損害を与えた場合、その損害を賠償する義務を負う。
- 2.会員は、自ら同伴や招待をし、あるいは使用を許可した来客等(従業員、取引先、代理人等を含むが限定されない)の行為によって生じた損害についてもこれを賠償する義務を負う。

第5条 甲の権利

1. 甲は、施設の維持・管理に必要と判断した場合、会員の区画内の展示物に触れることができる。
2. 甲は、事情により、当初指定した場所と異なる区画に移ることを会員に求めることができる。ただしこの場合、甲は事前に会員と充分に協議をし、会員の合意を得るものとする。
3. 会員が支払期日までに利用料を支払わない場合(残高不足による決済不能も含む)、甲は未払い額に対して商事法定利率 6 %の遅延損害金を請求できる。また利用料等の未払がある場合、甲は会員の施設利用を停止することができる。
4. 利用料等の金額については、甲が変更することがある。
5. 会員の負担するべき債務が発生した場合、甲は会員に対し請求できる。

第6条 施設営業

休館

1. 甲は予め指定する期間を年次休館とする他、施設点検のための臨時休館がある
2. 上記休館の他、施設の補修・改修・その他工事、荒天・天災等営業が不可能と判断した場合は休館とする。なお、休館が月の営業日の半数以上にわたる場合を除き、会費・諸料金は返還しない

休業・閉鎖

3. 甲は次の理由により、施設の全部もしくは一部を休業または閉鎖することがある。
 - (1) 天災その他やむを得ない理由により、開業が不可能なとき
 - (2) 施設の補修または改修をするとき
 - (3) 法令の制定・改廃、あるいは行政指導等によるとき
 - (4) 経営上、営業の継続が困難と判断したとき

なお、1の理由による場合以外は3ヶ月前迄には会員に告知するものとする

解散

4. 甲はやむを得ない事情がある場合には、解散することがある。この場合、入会金はいかなる場合も返還しな

い。

第7条 退会について

- ・退会の手続きは店頭にて行うものとする。
- ・解約日は、手続き日の属する翌月末となる。
- ・退会日までに展示品の引き取りがない場合、商品保有権利の放棄とみなし、商品の返還はできなくなる。
- ・入会時に甲が預かった保証金は、ボックス内の瑕疵を確認の上、退会した翌月の15日に会員に返金される。ただし補修が必要と甲が判断した場合は補修費を差し引きの返金となる。また破損が激しい場合、甲は追加の補修を会員に請求することができる。

第8条 契約解除

- ・甲が以下のいずれかの事由があると判断した場合は契約解除となり、会員としての地位を失う。
それにともない、会員に損害が発生した場合、甲は一切の責任をおわない。
 - ① 本規約違反を発見した時
 - ② 利用料を2ヶ月滞納した時
 - ③ 甲と1ヶ月以上連絡が取れないとき
 - ④ 良好な関係が維持できないと甲が判断した時
 - ⑤ 規約外の対応を要求する時
 - ⑥ 過去に強制退店となったことが発覚した時
- ・会員が甲の会員としての地位を失った場合でも、当該月末までの利用料金等、会員が負担する債務は免除されない。
- ・会員としての地位を失った場合、会員は直ちに甲の施設を明け渡し、入会時と同様の状態し、一切の私物を残置してはならない。
- ・私物が残置された場合、会員は甲において会員の費用で当該私物を処分されることに異を述べない。
- ・会員が明け渡しをする際、区画の損耗が通常損耗の度合いを超える場合、甲はその修繕に必要な費用を当該会員に求めることができる。

第9条 メディア掲載

- ・甲のメディア媒体、広告、ポスター、SNS、HP、また甲が受ける取材などにおいて予告なく売り場や会員の展示品を簡単に紹介する可能性がある（その他お客様や第三者による場合も同様）。
- ・退会後もSNS等に掲載が残る場合がある
- ・甲及び他会員様や出展物へのSNS等による誹謗中傷は厳禁とする。

第10条 個人情報

1. 甲は取得した会員の氏名、住所、電話番号、Eメールアドレス等のお取引やご連絡に必要な情報（下「個人情報」という）を次の目的以外には使用しない
 - ・甲がお客様に対してサービス等の業務を行うため
 - ・緊急時のご連絡のため
 - ・甲の各種サービスのご案内のため
- 甲は会員の個人情報の取り扱いにあたり、以下の項目を遵守し安全管理に努めるものとする。

- ・取扱い担当者を限定し、個人情報保護の意思徹底を図る
 - ・個人情報の紛失、漏洩に細心の注意を図る
- 甲は取得した会員の個人情報を以下の場合を除き、第三者へは決して行わない
- ・事前に会員の同意を得た場合
 - ・個人情報保護法およびその他の法令で認められた場合

第11条 管轄

甲と会員の間に生じた紛争は津地方裁判所を第1審の専属的合意管轄とする

以上について内容を理解し、これらを承諾した上で、甲の会員になる事を希望します。